



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 役員給与について学ぼう①

はじめに

法人税法では、法人が役員に支給した給与のうち、定期同額給与、事前確定同額給与、利益連動給与については、支給事業年度の損金算入が認められています。今回は役員給与の中でも一般的な「定期同額給与」に関してご説明します。

1. 定期同額給与とは

法人税法では、定期同額給与を次のように規定しています。

- ① その支給時期が1ヶ月以下の一定期間ごとである給与（以下「定期給与」といいます。）で、その事業年度の各支給時における支給額が同額であるもの。
- ② 定期給与額につき、次に掲げる改定（以下給与改定」といいます。）がされた場合におけるその事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの。
 - イ その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3か月を経過する日までに継続して毎年所定の時期にされる定期給与の額の改定。ただし、その3か月を経過する日後にされることについて特別の事情があると認められる場合にはその改定の時期にされたもの
 - ロ その事業年度においてその法人の役員職制上の地位の変更、その役員職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（以下「臨時改定事由」といいます。）によりされたその役員に係る定期給与の額の改定（イに掲げる改定を除きます。）
 - ハ その事業年度においてその法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（以下「業績悪化改定事由」といいます。）によりされた定期給与の額の改定（その定期給与の額を減額した改定に限られ、イ及びロに掲げる改定を除きます。）
- ③ 継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの。

参考：国税庁ホームページ「No. 5209 役員に対する給与（平成19年4月1日以後に開始する事業年度分）」より
<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5209.htm>

2. 定時株主総会での役員報酬の改定

定期同額給与の要件は、月々の支給額が事業年度を通じて原則同額であることであり、事業年度の途中に増額や減額をすると、原則としてその一部が損金として認められません。

ただし、決算終了後の定時株主総会など、毎年所定の時期に行われる改定（通常改定）で、要件を満たす場合、定期同額給与とみなされ、全額を損金にすることができます。株主総会議事録の作成は必須です。

3. 事業年度の途中での役員報酬の改定（減額）

法人税法上、原則として事業年度の途中で役員報酬を減額した場合は、損金不算入となります。しかし、業績や資金繰りが悪化したこと等で、やむを得ず役員報酬を減額せざるを得ない事情があれば、減額後も全額が損金として認められます。例えば、経営上の数値的指標が著しく悪化した、役員が病気等により職務の執行が一部できなくなったなどが挙げられます。

4. 役員給与減額の際の注意点

役員給与の減額にあたり、会社経営上の数値的指標の著しい悪化が不可避と判断される客観的な状況としてどのような事情があったのか、経営改善策を講じなかった場合の指標を改善するために具体的にどのような計画を策定したのか、といったことを説明できるようにする必要があります。

また、役員が病気等で入院したことにより当初予定されていた職務の執行が一部できなくなった場合に、役員給与の額を減額することは臨時改定事由による改定と認められます。

職務の執行が可能となったことにより、取締役会の決議を経て入院前の給与と同額の給与を支給する改定についても、「役員職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情」として臨時改定事由による改定と認められます。

5. おわりに

定期同額給与について説明しましたが、一般的な役員給与にも多くの規定が設けられ、複雑になっています。

また、役員給与の決定は、今後の会社を予測し決定しなければなりません。日々の会計に少しでも興味を持っていただければ幸いです。

（担当：中村）

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/> ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止